

令和 7 年度

浜松市立相生小学校

第 1 回 学校運営協議会

令和 7 年 5 月 1 2 日（月）

授業参観 1 3 : 2 5 ~ 1 3 : 5 5

協議会 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0

場 所：多目的室、各教室

次 第

〈 司会：前田 記録：伊藤 〉

- 1 開催要件（委員の過半数の出席）確認
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 4 自己紹介（委員・学校職員 ※CS担当教職員、校務アシスタント）
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
※第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 12 条第 1 項・第 2 項、第 14 条第 2 項
- 6 会長の選出（委員の中から互選）
- 7 会長挨拶
- 8 副会長の指名（会長が指名）
- 9 議長（進行役）の選出（出席した委員の中から互選）
- 1 0 前回会議録、令和 6 年度学校運営協議会自己評価の確認
- 1 1 熟議〈議長： 〉
 - （1）学校運営の基本方針について
 - （2）夢育やらまいか事業（CS加算分）に対する意見書について
 - （3）学校運営協議会の自己評価について
- 1 2 報告
 - ・学校支援CDからの活動報告
- 1 3 連絡
 - ・次回開催日時
 - ・熟議内容

第 1 回 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

		おおたに かずお
1	委員	大谷 一雄
		みずたに かずよ
2	委員	水谷 加寿代
		ひろの あつお
3	委員	廣野 篤男
	ふりがな	すずき まいこ
4	委員	鈴木 麻衣子
	ふりがな	はら たかゆき
5	委員	原 隆之
	ふりがな	もりた けんじ
6	委員	森田 賢児
	ふりがな	なかがわ ゆか
7	委員	中川 有香（学校支援 C D）
	ふりがな	たかはし かつよし
8	委員	高橋 克好
	ふりがな	すずき てつや
9	委員	鈴木 徹也

オブザーバー

東部協働センター	神谷 匠
----------	------

学校

校長	小林 延和
教頭	岡本 綾子
主幹・CS担当	前田 武稔
C S ディレクター	伊藤 龍彦

浜松市教育委員会

教育総務課	
-------	--

令和7年度学校運営協議会 年間計画(案)

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和7年 5月12日 月曜日 13:20～15:30 多目的室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 (2)夢育やらまいか事業に対する意見書について (3)学校運営協議会の自己評価について	(授業公開) 13:25～13:55 各教室 ※教職員との顔合わせ 15:00頃～ (学年主任または学年団1名)
2	令和7年 7月25日 金曜日 13:20～14:50 多目的室	熟議テーマ (1)前期学校評価結果と今後の取組 熟議(課題を踏まえた改善策の検討) (2)多様性を認め合える安心感のある 学級・学年・学校づくりに必要な支援について 熟議(学校・家庭・地域でできること)	※教職員全員参加
3	令和7年 11月12日 水曜日 13:45～16:00 多目的室	熟議テーマ (1)多様性を認め合える安心感のある 学級・学年・学校づくりの具体策について 熟議(関わり方や支援の方法について)	(授業公開) 13:50～14:20 各教室 ※教職員参加 (学年主任または学年団1名) 児童下校後 15:00頃～ ★学校運営協議会の自己評価 表→学校への提出 11/21(木)までに
4	令和8年 2月25日 水曜日 8:00～11:00 多目的室	熟議テーマ (1)学校評価について (2)来年度学校運営の基本方針について (3)学校運営協議会の自己評価について	(授業公開) 8:15～8:35 「感謝する会」(体育館) 8:40～9:20 「風の子・太陽の子応援団 まとめの会」(多目的室)

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日
浜松市教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第4回相生小学校運営協議会 会議録（要点記録）

（敬称省略）

- 1 開催日時 令和7年2月14日（木） 10時30分から12時00分
- 2 開催場所 相生小学校 多目的室
- 3 出席委員 小杉 思主世、大谷 一雄、水谷 加寿代、原 隆之、森田 賢児、
中川 有香（学校支援コーディネーター）、伊藤 大輔、長澤 秀幸
鈴木 麻衣子（学校支援コーディネーター）
- 4 欠席委員 廣野 篤男
- 5 オブザーバー 神谷 匠（東部協働センター）
- 6 学校関係 小林 延和（校長）、鈴木 滋雄（教頭）、鈴木 由香（主幹教諭）、
村上 友香（CS担当教諭）、伊藤 龍彦（CSディレクター）
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 伊藤 龍彦
- 9 議長の選出

司会から、議長の選出について意見を求めたところ、鈴木委員が本日の議事を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

10 協議事項

- （1）学校関係者評価について（「いじめ防止等のための基本方針について」を含む）
- （2）来年度の学校運営の基本方針について
- （3）学校運営協議会の自己評価について

11 会議記録

司会の村上教諭から、委員総数10人のうち9人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

- （1）学校関係者評価について（「いじめ防止等のための基本方針について」を含む）

議長の指示により、鈴木主幹教諭から、別紙資料に基づき、後期学校評価の考察といじめ防止等ための基本方針について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 自分の言動について、相手がひどく傷ついたという経験があった。子供だったらどうだろうかと思う。考えさせられた。本人は、これがいじめだと分からないこともあるので、言ってくれれば、自分も理解できた。刺さっている言葉をずっと引きずることもある。いじめの件数については、たくさん見つけていることは、評価に値すると思う。大人なら、話し合いで済むことが、子供同士では、難しい。小さい子は、大人の仲介がないとなかなかできないのではないかな。（原委員）
- ・ 静岡県内でも、低学年の子供のいじめが増えており、全般的に増加傾向である。積極的な認知が必要だと思う。「だめだよ」という指導は、正しいけれど、人にとっては、「だめだよ」と言われたことに対して、いじめられたと感じる子もいる。「もっとこうなったら、うれしい」という言葉を目的論で伝えられるとよいのではないかなと思う。ちょっとした声掛けが大切で、いじめの改善にもつながると思う。（長澤委員）
- ・ やって欲しいことを言葉にするとよい。例えば、廊下を走るな！ではなく、廊下をゆっくり歩こうね！（鈴木委員）

- ・ いじめをしない、負けない、見逃さないということとしていくと、認知件数は、上がってくる。いじめの定義があるので、学校は対応していると思う。（森田委員）
- ・ 心の日とか、いろいろなことを通して、「ふわふわ言葉・ちくちく言葉」を教えてください。学校内の様子を伝えてくださるのは、大変ありがたい。先生たちは、一生懸命やってくれていると思う。（中川委員）
- ・ 以前と比較すると、あいさつはよくなってきている感じがする。伝統になれば、何かを意図的にしなくても、しっかりできるようになる。小学生より中学生の方があいさつはよくできていると思う。自分からすることが大切だと思う。（大谷委員）
- ・ 親は、子供があいさつしていないと感じている。見ていると、旗振りの方は、子供と仲が良い。毎日、顔を見ていると、ふれあい度が違っているのを感じる。（鈴木委員）
- ・ 子供たちの大人に対する警戒感がすごく高くなってきているのではないかな。不審者情報等の影響かもしれない。見知らぬ人からの声掛けを警戒している。あいさつができていないことは、無理ないのかもしれない。（大谷委員）
- ・ 大人の声掛けに返答することは、大切だと思う。（鈴木委員）
- ・ 地域の老人会等であいさつについて話している。自分達の関わる組織で、あいさつを推奨していきましょう。（会長）
- ・ 白脇小では、あいさつ当番が決められており、少し早めに登校して、子供たちが子供にあいさつをしている。班ごとに分かれ、1年生から6年生まで順番に実施している。（神谷オブザーバー）
- ・ 年に1度の声掛けや委員会を通してのあいさつなど実施しているが、一昔前と比較すると少なくなっているのかもしれない。（校長）
- ・ 慣れによって、声掛けもスムーズにできてくる。家庭の中では、どうだろうか？（鈴木委員）
- ・ 一緒に夕ご飯を食べるようにしているが、今日の出来事を話し合っている。父親には言えないけど、母親に言えるということもある。（伊藤委員）
- ・ コミュニケーションを家庭内でとることは大切ですよね。（鈴木委員）
- ・ 旗振りをやっているが、子供たちは、あいさつすることにむずむずしている子が見て取れる。相生小の縦割りの関係は、微笑ましい。（水谷委員）
- ・ あいさつプラス一言を心掛けつつ、元気よく声をかけると、子供たちの反応が変わってきた。自分が変わってみると、子供の声も大きくあいさつをしてくれるようになった。（原委員）
- ・ 重要な伝達事項が伝わらないのは、連絡ツールの問題なのか？（森田委員）
- ・ 送るものが、多くなると見なくなる傾向にある。子供が渡さないということもあるので、連絡ツールの使い方は、注意していく。（校長）
- ・ 紙をなくすことは、大切だと思うが、効率化することにより、大切なものが、失われることがないようにしてほしい。（森田委員）

(2) 来年度の学校運営の基本方針について

校長より来年度の学校運営の基本方針について、別紙資料に基づき、説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 発達支援は根が深い。対応によって、子供たちのストレスが減っていく。学校内ではスクールカウンセラーに相談しやすい環境になっているのか？ (原委員)
- ・ スクールカウンセラー (SC) と教員を含めて対応している。発達支援学級だけでなくすべての生徒に対して、対応している。 (校長)
- ・ 自分の子供について、分かっていない親がいる。気づかせることも大切だと思う。発達障害の子でも適していることが、たくさんある。学校の取り組みを聞いて、安心した。 (原委員)
- ・ 来年度の目指す学校像の中で、「なりたい自分」に向かってということで、1年生から「なりたい自分の姿」を思い描くことはできるのか？ (森田委員)
- ・ 1年生でも自分の良さを知ることや周りから認められることが、なりたい自分の姿だと思う。 (校長)
- ・ なりたい自分をつくっていくためには、他者との関わり合いが大切だと思う。相生小には、その素地があると考えている。 (森田委員)
- ・ 子供たちが、自分の良さやなりたい自分の姿に、気付くことができるようなボランティア活動を続けていければと思います。 (鈴木委員)

熟議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 学校運営協議会の自己評価について

会長より、別紙資料に基づき説明があり、全員異議なく賛同した。

その他の報告事項等

司会から令和7年度第1回学校運営協議会は、2025年5月12日(月)13:20～15:30 多目的室にて開催する旨の報告があった。

(様式1)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(相生小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ・学校運営に関するさらなる理解を深めたい。風の子・太陽の子応援団協力者から前年度の活動の感想や改善点を吸い上げ、本年度の活動へつなげていきたい。
- ・学校運営について熟議できるように、活動の方針を学校・保護者・地域で共有できるように努めていく。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

学校行事や授業参観に参加することにより、実際の学校の様子を見ることで、委員ひとりひとりが現状を理解していったと感じる。
『温かくかかわる力』に重点をおいた活動をしていくという共通認識を持ち、自分事として問題を理解し、活発に議論することができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

地域人材の活用を基本に、それぞれの立場で多様な意見が出された。またボランティア活動の中で、積極的に児童に話しかけコミュニケーションをとる努力を委員それぞれの立場で実践することができた。
ただ、まだまだ理想に近づけていないことが多いので、地域の行事や学校行事、日々の生活の中で、大人から積極的に児童とコミュニケーションと取っていくことを継続して行っていきたい。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

CSたより・コミスクだより・校内展示・新聞掲載などにより、保護者や地域の方々への認知がさらに広がり、ボランティアへの参加が増加している。
児童や保護者アンケートから『学習の充実度があがった』『あきらめずに挑戦する力が高まっている』ことから、協議結果やCS活動の情報発信は広く浸透していると考えられる。

<評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

現在の取り組みを継続していきながら、さらなる周知と御協力いただける体制を整えていく。
・温かくかかわる に重点を置き、積極的にコミュニケーションを大人からとっていかう。
・学校との最大の接点となる『風の子・太陽の子応援団』に現役の力を呼び込もう。

令和7年度相生小学校 学校経営方針

1 はじめに

教育目標：風の子 太陽の子～ともに未来を創る～



風の子・・・未来に向かって夢をもち、自ら立てた目標を達成しようと、苦しさにくじけることなく粘り強く挑戦する心身両面にわたるたくましさをもった子

太陽の子・・・みんなのルールを守り、相手の気持ちや立場を考えて思いやりをもって接し、学び合い、共に成長しようとする温かい心をもった子

☆なりたい自分に向かって

- ・知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことができるよう教育活動
- ・キャリア教育で育む基礎的・汎用的能力を基盤として、子供たち自身が「なりたい自分の姿」を具体的にイメージし、自己理解し、自分を成長させていくという意識を持たせていきたい。

☆「風の子 太陽の子」への思い

- ・50年以上にわたる「子供は風の子、太陽の子」の精神を受け継ぎ、運動することの楽しさや喜びを感じ、生涯に渡ってスポーツを愛する子供を育てたり、健康で安全な生活を営む実践力を育てたりする教育活動を推進していきます。

☆自他の命を大切にする教育

- ・毎日子供たちが元気に「いってきます」と家を出て、明るく「ただいま」と帰る学校
- ・相生小児童や教職員等、学校にかかわる全ての人の命を大切にした教育
- ・いじめの未然防止と早期発見、迅速で組織的な対応

☆発達支援教育の理念を根幹に

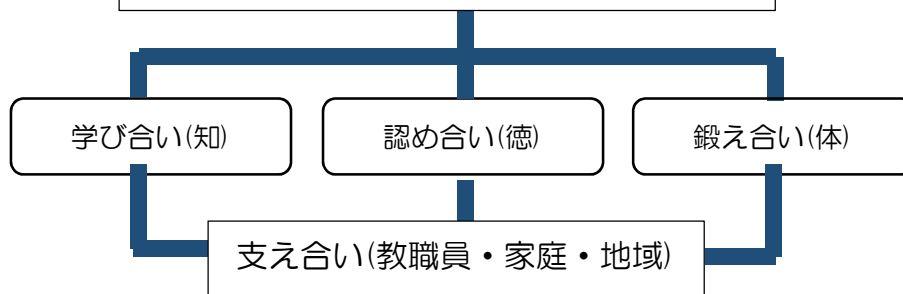
- ・全ての子供を認め励まし、安心して自己実現を図ることができるよう一人一人を大きく包み込む教育
- ・一人一人の教育的ニーズを探り、適切な指導、支援を考え実践していきます。

学校教育目標

「風の子 太陽の子 ～ともに未来を創る」

目指す学校像

多様性を生かし合い、笑顔あふれる相生小



なりたい自分に向かって

自他の命を大切にする教育

発達支援教育の理念

心身の健康と豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育むカリキュラム・マネジメント

2 目指す学校像

「多様性を生かし合い、笑顔あふれる相生小」

相生小学校には一人一人の子供に居場所があり、安全、安心で、学ぶ楽しさと喜びを実感できる場所でありたいと願っています。

子供たちは、自他の考え方や感じ方の違いが価値あるものとして受け入れられ認められることで、自分の存在や他者の存在がかけがえのないものであることを感じていきます。

(1) 命を大切にし、多様性を認め合える安心感のある学級・学年・学校

命を大切にし、安全で、安心感のある学級・学年・学校を学校経営の第一に掲げています。いじめや不登校の問題には全校体制で取り組んでいます。子供一人一人のよさや可能性を最大限に伸ばすことができるのが学校です。1年生から「なりたい自分」の姿を思い描かせ、自分らしさを大切にする子、友達のよさに気付き大切にできる子を育てます。一人一人の居場所がり、自己有用感を感じることができる学校を創ります。

(2) 夢と勇気を持ち、主体的な学びができる学校

相生小の子供たちは明るく素直で、元気いっぱいです。2030年には今ある職業の50%以上がなくなると言われていますが、そんな予測不可能な時代を生きていく子供たちに、小学校時代に育てたい力をしっかり身に付けさせるために、一番大切にしているのは授業です。子供自身が「主体的に学び」、「協働して学んでいく」授業を展開しています。体育科のみならず、他の教科においても、「やってみたい」「おもしろい」「もっと調べてみたい」などと、子供の主体的な学びにつなげ、「今の学びが将来や社会とつながってる」ということを実感させるよう努めています。

(3) 心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力ある学校

活力ある学校を創造していくためには、日々子供と関わる教職員が元気で明るくはつらつとしていなくてはなりません。いつも笑顔で、子供の人権を尊重し、子供の心の痛みが分かる人間味あふれる教職員を目指しています。

指導力を高める努力を続け、はつらつと真摯に子供に向き合っていきます。

(4) 家庭、地域と連携・協働し、共に歩む学校

子供が意欲をもって登校する原点は、安定した家庭生活にあります。安定した生活リズムは学力向上や心身の健やかな成長につながります。学校は、発達支援教育の理念である子供や保護者の思いや願いに共感するとともに、子供の行動の背景にあるものに思いを寄せ、一人一人の教育的ニーズを探り、各関係機関(医療や行政など)とも連携し、適切な指導、支援を考え実践していきます。御理解、御協力をお願いします。

4年目を迎えるCS(コミュニティスクール)の充実を図り、地域の教育力を積極的に学校教育に生かし、連携・協働する諸活動を展開しています。

3 目指す教師像

- 心身ともに健康で明るく、子供と真剣に向き合う教職員
- 絶えず研修に励み、「分かる」「楽しい」授業を積み重ねようと努力し続ける教職員
- 子供や保護者の気持ちや訴えに共感し、寄り添う教職員
- 互いに尊重し、和と協調で課題解決を図る教職員

4 目指す子供像

- (知)なりたい自分に向かって主体的に学び合い、共に成長する子
- (徳)自他のよさを知り、認め合い高め合う子
- (体)心身ともに健康で、鍛え合い、あきらめずに挑戦し続ける子

5 学校経営の重点と具体的な取組

学校教育目標の具現を目指し、「学び合い部【知】」「認め合い部【徳】」「鍛え合い部【体】」の3つの部とそれを支える「支え合い部【共】」で、本校の児童に必要な重点目標と具体的な手立てを整理し、意識して取り組みます。

カリキュラム・マネジメントの視点で、Plan (計画) — Do (実行) — Check (評価) — Action (改善) サイクルを機能させ、保護者・地域・学校運営協議会からの学校評価を活用し、改善を図っていく体制を構築します。知徳体のバランスのとれた教育活動を進め、児童の育ちを温かく見守ります。

各部の重点目標と具体的な取り組みについては、別図。

学校教育目標

風の子 太陽の子
～ともに未来を創る～

〈国〉持続可能な社会の創り手の育成
日本社会に根差したウェルビーイングの向上
社会に開かれた教育課程の実現

〈市〉第4次浜松市教育計画
描く夢や未来の実現
「主体性」「多様性・包摂性」
「信頼・協働」
・自分らしさを大切にすることも
・他者と協働し、主体的に行動できる
ことも
・自己調整しながら、粘り強く取り組む
ことも

東部中学校区の目指す子供像
自分の夢や目標に挑戦し続ける
子供

Well-beingキャリア教育の推進
発達支援教育の理念を根幹に

経営目標

多様性を生かし合い 笑顔あふれる相生小

☆命を大切にし、多様性を認め合える安心感のある学級・学年・学校
☆夢と勇気を持ち、主体的な学びができる学校

知 学び合い

なりたい自分に向かって主体的に学び合い、ともに成長する子

相生スタンダードを基にした子供主体の学びの実現
○学ぶ意味や目的、良さが分かる ○学び方が分かる
○どのように考えるのかが分かる
○友達と伝え合い、自分の学びを深めることができる

・相生スタンダードを基にした授業を実践
・課題解決の手順や方法を示す
・交流に視点を示す
・朝学習、朝読書に充実

徳 認め合い

自他のよさを知り、認め合い高め合う子

○自分のよさを知り、多様性を認め合える
○自分で判断し、よいことを進んで行うことができる
○よりよい学級・学年・学校にするために働くことができる

・自己のよさや成長を振り返る時間の設定
・友達のよさを知るための活動
・いじめの未然防止早期発見
・代表委員会、委員会、係活動を核に児童の創意を生かす取り組み
・話し合い活動の活性化、子供の考えを生かした活動

体 鍛え合い

心身ともに健康で、鍛え合い、あきらめずに挑戦し続ける子

○体を動かす楽しさを味わい、主体的に運動する
○基本的な生活習慣を身に付け、安全な生活ができる

・主体的に取り組ませる体育的行事の充実
・生き生きタイムを活用した外遊び、あいスポ、持久走、縄跳びの奨励
・清潔検査、生活習慣の徹底
・自己肯定感を高める心の日
・交通安全、正しい廊下歩行の呼び掛け
・必要感のある防災訓練、防犯訓練

心身の健康と豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメント

相生スタンダードを基にした主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善

共 支え合い

スローガン「些細なことから支え合い」

☆家庭、地域と連携・協働し共に歩む学校（コミュニティ・スクールの充実）
☆心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力ある学校

目指す
子供の姿

学び合い部

なりたい自分に向かって主体的に学び合い、ともに成長する子

認め合い部

自他のよさを知り、認め合い高め合う子

鍛え合い部

心身ともに健康で、鍛え合いあきらめずに挑戦し続ける子

(○)
重点目標

(・)
具体的な
手立て

【相生スタンダード】をもとに授業を実践し、子供主体の学びを実現する。

- 学ぶ意味や目的、良さが分かる。
 - ・今の学びが自分の未来とつながっていることを伝える。
 - ・子供の成長や活動の様子を価値付ける。
 - ・自分の成長や課題を実感できるような授業づくりをする。

- 学び方が分かる。
 - ・「どのように学ぶのか」という課題解決の手順や方法を示す。

課題の提示→学習のめあて→情報の収集→整理・分析→まとめ

- どのように考えるのかが分かる。
 - ・「比べる」「関連付ける」「順序よく並べる」「分類する」「類推する」などの考え方を示す。

- 友達と伝え合い、自分の学びを深める。
 - ・交流の目的や視点を示す。
 - ・自分や友達の考えの違いやよさに気付くようにする。

- 自分のよさを知り、多様性を認め合える。
 - ・自己のよさや成長を振り返る時間を日常的に設定する。
 - ・学期に1回程度、他を知るための活動に取り組む日を設定する。
 - ・いじめの未然防止早期発見、組織的対応

- 自分で判断し、よいことを進んで行うことができる。
 - ・生活のめあてと運動させながら、全職員が共通認識をもち、繰り返し指導に当たる。
 - ・全職員でよい行いを褒め、広めていく。
 - ・年間を通して児童会活動や学級活動を校に児童の創意を生かす取り組みをしている。

- よりよい学級学年学校にするために働くことができる。
 - ・委員会、係活動を通して働くこと、役に立つことのよさを価値付けしていく。
 - ・学級での話し合い活動を活性化させ、子供の考えを生かした活動や行事をつくる。

- 体を動かす楽しさを味わい、主体的に運動する。
 - ・主体的に取り組むことができる体育的行事（新体力テスト、運動会、持久走記録会）を企画・運営する。
 - ・生き生きタイムにあいスポーツを実施し、多様な運動に触れる機会、目標に向かって努力できる機会、様々な人との関わりをもてる機会をつくる。

- 基本的な生活習慣を身に付け、安全な生活ができる。
 - ・清潔検査、保健週間を通して、各種便り等で子供自身と家庭への啓発を行い、健康な生活習慣への関心を高めさせる。
 - ・日々の給食を通して、食事のマナーや自分自身に必要な食事量、栄養素を知り、健康な体作りをさせる。
 - ・心の日を通して、自己肯定感を高め、心を安定させる。
 - ・具体的な場面を想定し、必要感のある避難訓練を実施することで、緊急時の防災意識を高める。
 - ・委員会活動や下校指導などを通して、安全な生活や登下校を意識させる。

支え合い部 スローガン「些細なことから支え合い」

○家庭・地域と連携・共同し、ともに歩む学校

- ・CS運営4年目の運営方法確立と、風の子太陽の子応援団の充実
- ・さくら連絡網、ブログ、学校だよりの充実（負担の軽減の踏まえて）

○心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力ある学校「子供と向かい合う時間の確保」

- ・無理のない年計・日課。諸活動の調整
- ・教育DXに向けて、「情報」に関する組織・環境整備
- ・スマート会議の運営（最小時間で最大効果）
- ・会計年度任用職員、シルバー人材、CS等の周知
- ・確実且つ効率の良いPDCAシステムづくり

浜松市立相生小学校いじめ防止基本方針

概要

○概要

- ・本校のいじめ防止対策が適切に機能しているか評価・点検して見直す仕組みを整備
- ・いじめの防止等に関する取組を明記
- ・いじめの早期発見のための相談体制の整備・迅速な対応
- ・いじめは特定の教職員によらず、組織で対処
- ・いじめを行った子供に対しての指導や関係機関と連携した対応

いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項及び第3項）

第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

2 いじめの防止等に関する取組

- (1) 相生小年間指導計画
 - ・いじめの防止等に関する取組が実効的なものになるよう年間指導計画を作成
- (2) いじめの未然防止
 - ・学校教育目標「風の子・太陽の子とともに未来を創る～」の具現化を目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
- (3) いじめの早期発見
 - ・子供とのコミュニケーション、定期的なアンケート調査、個人面談等から、子供がいじめを訴えやすい環境を整備
 - ・教育委員会と連携、ネットパトロールの活用
- (4) いじめに対する措置
 - ・教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、対応する
- (5) 関係機関との連携
- (6) 学校における教育相談体制の整備
- (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
- (8) いじめが解消している状態
 - ・いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）、いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- (9) 「浜松市立相生小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
 - ・ホームページ公開、年度開始時に説明、取組状況の評価・検証

3 地域や家庭の役割

- (1) 地域の役割
 - ・地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる。
 - ・家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。
- (2) 家庭の役割
 - ・いじめ防止対策推進法における保護者の責務
「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）
 - ・「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
 - ・子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - ・子供との触れ合いや対話を大切にする。
 - ・子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、連携して、いじめの早期発見に努める。
 - ・携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ。
 - ・子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

第3 重大事態への対処

- ・教育委員会へ報告し、ガイドライン等により適切に対応

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

- ・個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要
- ・いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会を活用して認知
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施

2 いじめの理解

- ・いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの未然防止
 - ・学校は、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う
- (2) いじめの早期発見
 - ・子供がSOSを発信できるようにすること、教職員がSOSに気付けるようにすることが必要
 - ・いじめを隠したり軽視したりしないよう、積極的にいじめを認知
- (3) いじめへの対処
 - ・いじめへの対処についての体制を整備
- (4) 地域や家庭との連携
 - ・PTA、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
 - ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のための組織

(1) 校内いじめ対策委員会組織と役割

浜松市立相生小学校 校内いじめ対策委員会
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、いじめ対策コーディネーター
学年主任、養護教諭、学級担任
（必要に応じて）発達支援コーディネーター、教科担当、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等

- ・毎月1回定期的に開催、事案が発生した場合は、随時開催

(2) いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

- ・会議などの企画・運営
- ・情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携の窓口、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進、研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ・「浜松市立相生小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう役割を明記

(様式1)

令和 7 年 5 月 1 2 日

浜松市立相生小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 森田 賢児 様

浜松市立相生小学校運営協議会
会長 大谷 一雄

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和7年5月12日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

「風の子太陽の子応援団」の発足から2年がたち、応援団の人数が100名を超えるとともに、児童とのかかわりも増えている。

本年度も児童の「温かくかかわる力」や「あきらめずに挑戦する力」を一層伸ばすために、この「風の子太陽の子応援団」をより一層充実させていくべきである。

⇒「風の子・太陽の子応援団」の募集・登録を一層進め、多くの学年と関わる機会を増やす。

⇒委員会やハロースポーツ、家庭科、図画工作科をはじめとする教科の学習などで子供と地域ボランティアと一緒に活動する機会を増やす。

⇒クラブ活動で、地域住民を講師として招聘する。

（様式２）

令和７年度 学校運営協議会自己評価表

委員名（ ）

＜本年度の目標＞

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

＜評価項目１＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
（理由）

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目１をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

＜評価項目２＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
（理由）

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目２をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

＜評価項目３＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
（理由）

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

＜評価項目４＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

CS たより



風の子 太陽の子



～ともに未来を創る～ 令和7年3月14日

相生小学校コミュニティ・スクール (CS) 第4号

第4回学校運営協議会が開催されました



まとめの会

令和7年2月14日（金）に、相生小学校学校運営協議会が開催されました。協議会前に「風の子・太陽の子応援団まとめの会」「感謝する会」が行われました。まとめの会では、ボランティアさんからの感想や来年度の要望などのご意見をいただきました。感謝する会では、各学年の代表がボランティアのみなさんに感謝の気持ちを伝えました。



感謝する会

【第4回学校運営会議の主な熟議内容】

- (1) 学校関係者評価について（いじめ防止等のための基本方針について）
- (2) 来年度の学校運営の基本方針について
- (3) 学校運営協議会の自己評価について

- (1) 学校関係者評価について（「いじめ防止等のための基本方針について」を含む）
（資料に基づき、主幹教諭より説明）

- 後期学校評価の結果及び分析・考察と改善策等
- いじめの認知件数の報告やいじめ解消に向けての取り組み等

（委員の方から）

- ・ 自分の言動について、相手がひどく傷ついたという経験があった。子供だったらどうだろうか。考えさせられた。本人はこれがいじめだと分からないこともあるので、言ってくれると自分も理解できた。刺さっている言葉をずっと引きずることもある。
- ・ もっとこうなったらうれしいという言葉は、目的論で伝えられるとよいのではないかな。
- ・ やって欲しいことを言葉にするとよい。例えば、廊下を走るな！ではなく、廊下をゆっくり歩こうね！
- ・ 子供たちの大人に対する警戒感がすごく高くなってきている。見知らぬ人からの声掛けを

警戒している。

- ・地域の老人会等の集まりで、あいさつについて話している。自分達の関わる組織であいさつを推奨していきましょう。
- ・あいさつはプラス一言を心掛けつつ、元気よく声を掛けると、子供たちの反応が変わってきた。自分が変わってみると、子供たちの声も大きくあいさつをしてくれるようになった。

(2) 来年度の学校運営の基本方針について

(資料に基づき、校長より説明)

目指すべき学校像 “多様性を生かし合い、笑顔あふれる相生小”

- ① 命を大切にし、多様性を認め合える安心感のある学級・学年・学校
- ② 夢と勇気を持ち、主体的な学びができる学校
- ③ 心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力のある学校
- ④ 家庭、地域と連携・協働し、ともに歩む学校

(委員の方から)

- ・1年生から「なりたい自分の姿」を思い描くことはできるのか？という質問に対し、1年生でも自分の良さを知ることや周りから認められることが、なりたい自分の姿だと思う。
 - ・なりたい自分をつくっていくためには、他者との関わり合いが大切であるが、相生小には、その素地があると考えている。
 - ・子供たちが、自分の良さやなりたい自分の姿に、気付くことができるようなボランティア活動を続けていければ良いと思います。
- ⇒ 協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 学校運営会議の自己評価について (会長より報告)

【来年度の学校運営協議会目標】

- ・今年度の取り組みを継続していきながら、更なる周知と御協力をいただける体制を整えていく。
- ・「温かくかかわる」に重点を置き、大人から子供たちに積極的にコミュニケーションをとっていこう。
- ・学校との最大の接点となる「風の子・太陽の子応援団」に現役の力を呼び込もう。

【学校支援コーディネーターからの報告】

来年度に向けて作成中のボランティアガイドブックについての説明がありました。

ボランティアガイドブックには、活動内容についての説明やボランティア活動をする際の注意事項等を入れて、作成していきます。



第4回 学校運営協議会



温かく
かかわる力



自分を
高める力



あきらめずに
挑戦する力



夢をもち
つなげる力



浜松市立相生小学校

キャリア教育を
推進しています。